

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 12 日

各 都 道 府 県 市 区 町 村 担 当 課
各 指 定 都 市 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 担 当 課 } 御 中

総務省地域力創造グループ地域振興室
総 務 省 自 治 行 政 局 市 町 村 課

令和 7 年度における『地域運営組織』及び『指定地域共同活動団体』に関する
地方交付税措置の拡充について

総務省では、住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等に持続的に取り組めるよう、『地域運営組織』に対する設立・運営支援等に要する経費について、引き続き、地方交付税措置を講ずるとともに、「地方自治法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 65 号）により制度が創設された『指定地域共同活動団体』に対する設立・運営支援等に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしています。

今年度の当該地方交付税措置の概要について、執務上の参考として、下記のとおり、お知らせします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（財政担当課・地域活性化担当課・地域コミュニティ担当課等）に対しても、この旨周知いただき、地域コミュニティの活性化と暮らしやすい地域づくりに向けて御活用いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 令和 7 年度における『地域運営組織』に関する地方交付税措置の拡充について

- 令和 7 年度「住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援（形成支援に係るもの）」（市町村分）では、地域運営組織の立ち上げに要する経費のうち臨時職員経費について、特別交付税の上限額を最大 200 万円から 220 万円へ変更することとしている。

→【参照】〔別添 1〕地域運営組織の設立・運営に関する地方交付税措置

2. 『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置について

- 指定地域共同活動団体に対する市町村による支援に要する経費については、令和 7 年度から、既存の地域運営組織と同様の地方交付税措置を講じることとしている。

- 具体的には、地域運営組織以外の主体が『指定地域共同活動団体』に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置（算定対象に追加）を講じる。

- ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費
- ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

→【参照】〔別添2〕『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

<内容に関する問合せ先>

1. 地域運営組織に関する地方交付税措置の拡充について
総務省地域力創造グループ地域振興室
担当；野上補佐、吉村事務官
電話；03-5253-5534（直通）
2. 指定地域共同活動団体に関する地方交付税措置について
総務省自治行政局市町村課
担当；酒井補佐、豊田係長、坂口事務官、平下事務官
電話；03-5253-5516（直通）

地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方交付税措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

（1）地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費、事務所賃貸料、光熱水費、備品消耗品費、旅費、事務局職員のスキルアップや組織・事業の見直し（柔軟な最適化）に関する研修費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

※事務所開設のための施設改修費については、1 組織 1 回限りの措置

※令和 7 年度からは、（1）②において、ワークショップ開催のための臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大200万円→220万円）

（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

【別添 2】『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み（プラットフォーム）の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用及び特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- このため、**指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費**について、**地域運営組織と同様の地方交付税措置**を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

拡充の考え方

- ❖ 地域運営組織以外の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置（算定対象に追加）を講じる。
 - ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費
 - ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

【参考】 既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置〔市町村〕

- | | |
|--|---|
| ① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等） | → <u>特別交付税措置（※）</u> |
| ② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 | → 普通交付税算定額を上回る経費について
<u>特別交付税措置（※）</u> |

※ 特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり）

➤ 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、**地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)**を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕

⇒ 令和6年の地方自治法一部改正(法第260条の49)により、「**指定地域共同活動団体**」制度を創設。

1. 主体の指定

【施行期日】令和6年9月26日

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

- ・自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

- 地域的な共同活動のイメージ
 - ・地域の美化・清掃
 - ・高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
 - ・高齢者・子どもの見守り 等

市町村長が指定することができる

右記の要件を満たすものを、

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

- ・ 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において 住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動 を行う
- ・ 地域の 多様な主体との連携 等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ 民主的で透明性の高い運営 その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の **支援** を受けることができる
- ・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に **調整を求める** ことができる
- ・ 市町村から **行政財産の貸付け**、関連事務の **随意契約による委託** を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、**交流喫茶等**を開催

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その足で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を **一体的に実施**

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。

